

世界海洋プラスチックプランニングセンター条例施行規則をここに公布する。

令和7年8月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第45号

世界海洋プラスチックプランニングセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世界海洋プラスチックプランニングセンター条例（令和7年佐賀県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第2条 条例第4条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 指定管理者指定申請書を提出する直近2事業年度における決算に関する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行ふ。

- (1) 世界海洋プラスチックプランニングセンター（以下「センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- (2) センターの施設の平等利用が確保されること。
- (3) 前条第1号の事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

第4条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうちセンターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休所することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休所するときは、知事に協議しなければならない。

(開所時間)

第5条 管理の基準のうちセンターの開所時間は、1日につき8時間以上とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開所時間を変更することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により臨時に開所時間を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用の制限)

第6条 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) センターの設置の目的に反する利用をするおそれがある場合
- (2) センター内の秩序を乱すおそれがある場合
- (3) センターの施設又は設備を毀損するおそれがある場合
- (4) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある場合
- (5) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (6) その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の利用の許可を取り消し、又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- (1) 利用許可申請書の内容に偽りがあった場合
- (2) 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- (3) 定められた利用料金を納期限までに支払わない場合
- (4) その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第1項第6号の規定によりセンターの施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用料金の承認申請)

第7条 指定管理者は、条例第5条第3項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) センターの管理の業務に関する報告書
- (2) 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定による指定管理者の指定及び利用料金の設定に関し必要な手続については、この規則の規定の例による。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者

世界海洋プラスチックプランニングセンター条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 施設の名称
- 2 申請する利用料金の金額
- 3 実施予定年月日

添付書類

- 1 類似施設の選定根拠に関する書類
- 2 施設の利用料金設定の根拠に関する書類